

品川区保育給付認定及び保育所等利用事務取扱要綱

制定 平成26年11月25日 区長決定 要綱第172号

改正 平成28年4月1日 区長決定 要綱第268号

改正 平成30年10月1日 区長決定 要綱第175号

改正 令和2年4月1日 区長決定 要綱第19号

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「法施行規則」という。）、品川区保育の実施等に関する条例（昭和62年品川区条例第20号。以下「条例」という。）及び品川区保育の実施等に関する条例施行規則（平成9年品川区規則第52号。以下「条例施行規則」という。）に定める保育給付認定及び保育所等利用の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）で使用する用語の例による。

(保育の実施の申請手続き)

第3条 条例施行規則第6条の保育の実施の申請の手続きには、入転園確認表（第1号様式）を添付して行うものとする。

(認定こども園または地域型保育事業の利用希望申請等)

第4条 認定こども園または地域型保育事業の利用希望申請は、条例施行規則第6条および前条の規定を準用し、保育給付認定等申請書に入転園確認表を添付して行う。

2 認定こども園または地域型保育事業の利用についての調整は、条例施行規則第7条の規定を準用し、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第3項の規定（法附則第73条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき保育所の利用についての調整と合わせて行う（以下「利用調整」という。）。)

3 利用調整は、保育を必要とする状態を数値化した「指数」、保護者の区市町村民税所得割額の合算額を基準とした「階層」、「同居の祖父母の有無」、「区内在住年数」を指標とする。

4 区長は、利用調整の結果、利用が可能となったときは保育所等利用可能通知書（第2号様式）により、利用ができないときは保育所等利用不可通知書（第3号様式）により申請者に通知しなければならない。保育所の利用について、保育所等利用不可通知書により通知をした場合、条例施行規則第8条第2項の保育所入所不承諾通知書に代えて通知したものとする。

(保育給付認定申請及び保育所等利用希望申請の申請期日)

第5条 条例施行規則第2条第1項の認定（以下「保育給付認定」という。）の申請及び条例施行規則第6条の規定に基づく保育の実施の申請（前条第1項の規定に基づく認定こども園または地域型保育事業の利用希望申請を含む。以下「保育所等利用希望申請」という。）は、別に定める期日までに申請しなければならない。但し、保育所等利用希望申請がなく、保育給付認定のみを申請する場合は、保育給付認定を希望する月の前月の20日までを期日とする。

（保育必要量の認定）

第6条 法施行規則第1条第1号に掲げる事由において、1日当たり6時間未満の労働を常態とする場合の保育必要量の認定は、原則として1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）とする。ただし、家庭的保育事業に関しては、いかなる労働時間であっても、保育必要量の認定は、原則として1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）とする。

2 条例施行規則第3条で規定する保育必要量について、法施行規則第1条第3号に掲げる事由に限り、特に保育が必要と認める場合は、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）とすることができる。

（保育給付認定の有効期間）

第7条 法施行規則第8条第3号ロに定める効力発生日とは、特に保育が必要と認める場合を除き、出産予定日の属する月の2ヶ月前の月初とし、「出産日から起算して八週間を経過する日の翌日が属する月の末日」は「出産日の属する月の2ヶ月後の月の末日」と読み替えるものとする。

（利用者負担額の通知）

第8条 区長は、条例施行規則第4条第1項の保育給付認定を受けた小学校就学前子どもが、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者（以下「保育所等」という。）を利用したときは、法施行規則第7条の規定に基づき、保育所等に対し利用者負担額決定通知書（第4号様式）により、当該給付認定保護者に対し教育・保育給付に係る利用者負担額決定通知書（第5号様式）により利用者負担額に関する事項を通知しなければならない。

（入園年齢）

第9条 利用調整を行うとき、及び利用者負担額等を決定するときに用いる児童の年齢は、保育所等の利用を希望する月の属する年度の前年度末日における満年齢とする。なお、零歳児の月齢については、入園する月の初日における満月齢とする。

（保育の実施等の開始日）

第10条 条例第3条第1項の保育の実施および第2項の幼児教育の実施の開始日は、原則として、月の初日とする。

（保育給付認定の変更申請及び変更届出）

第 11 条 法施行規則第 11 条に定める保育給付認定の変更の申請及び法施行規則第 15 条に定める保育給付認定の変更の届出（以下、「変更申請等」という。）について、次の各号に掲げるとおり定める。

- (1) 保育給付認定は、原則として月を単位として行うこととし、月の途中での変更は行わない。
- (2) 変更申請等は、保育所等の利用を開始していない場合は、第 5 条に定める期日までに、保育給付認定変更申請書兼保育所等利用希望変更申請書（第 6 号様式）により行う。ただし、利用調整に影響を及ぼさないとき、または保育所等の利用希望がないときは、利用開始月の前月 20 日までを変更申請等の期日とする。
- (3) 保育所等の利用を開始している場合は、保育給付認定の変更を希望する月の前月 20 日までに、保育給付認定変更申請書兼保育所等利用要件変更申請書（第 7 号様式）により変更申請等を行わなければならない。
- (4) 特段の事情があると認める場合及び保育の実施等に影響しない軽微な内容の変更申請等は、第 2 号及び前号に定める期日後の変更申請等であっても有効とすることができる。
- (5) 変更申請等に添付すべき給付認定証を紛失した場合は、保育給付認定変更申請書兼保育所等利用希望変更申請書にその旨明記しなければならない。

2 区長は、前項第 3 号の申請により、当該給付認定保護者の利用者負担額を変更する場合は、当該保育所等に対し利用者負担額決定通知書（第 4 号様式）により、当該給付認定保護者に対し教育・保育給付に係る利用者負担額決定通知書（第 5 号様式）により利用者負担額に関する事項を通知しなければならない。

（保育給付認定の取消し）

第 12 条 区長は、支援法第 24 条第 1 項の規定に基づき、保育給付認定の取消しを行ったときは、当該給付認定保護者に対し、給付認定取消通知書（第 10 号様式）により通知するものとする。

（給付認定証の再交付）

第 13 条 給付認定保護者は、法施行規則第 16 条第 2 項の規定に基づき給付認定証の再交付を申請するときは、給付認定証再交付申請書（第 11 号様式）により区長に申請するものとする。

（区外の保育所等を利用する場合の取扱い）

第 14 条 品川区民が品川区外の保育所等を利用希望する場合、当該利用希望保育所等の所在地の区市町村に保育所等利用に係る協議を行う。この際、協議方法及び手順等については当該区市町村の指示に従うものとする。

（区外在住者が区内の保育所等の利用を希望する場合の取扱い）

第 15 条 品川区外在住者が品川区内の保育所等を利用希望する場合の協議の取扱いについて、居住する区市町村が支援法第 19 条第 1 項第 2 号または第 3 号に掲げる小学校就学前子どもとして認定（以下、この条において「認定」という。）している場合に協議の対象とする。ただし、利用を希望する日の属する月の前月の末日までに品川区へ転入する予定があることが明らかに

確認できる場合を除いて、以下のとおり協議を制限する。

- (1) 第9条に規定する保育所等の利用を希望する児童の年齢（以下「児童の年齢」という。）が利用希望月において0歳から3歳までの場合、4月から9月までの利用希望については、協議対象としない。
 - (2) 児童の年齢が利用希望月において0歳から3歳までの場合、10月から2月までの利用希望については、保護者が区内在勤者である場合に限り、協議対象とする。
 - (3) 児童の年齢が利用希望月において4歳以上の場合は、協議対象とする。
 - (4) 保育所等利用希望申請の申請期日は、第5条を準用する。
 - (5) 第2号及び第3号の規定にかかわらず、認定の事由が法施行規則第1条第6号または同条第9号に該当する場合は協議対象としない。
- 2 既に品川区民として品川区内保育所等の利用を開始しており、区外転出後も引き続き同一の保育所等を利用希望する場合の協議の取扱いについて、以下のとおりとする。
- (1) 認定の事由が支援法施行規則第1条第9号に該当する場合（以下「育児休業中」という。）を除き、利用調整に優先して利用の決定を行うことができる。ただし、認定の事由が育児休業中以外の場合において、実態として育児休業を取得している際は、次号として扱う。
 - (2) 育児休業中の場合は、転出日の属する年度の末日までの期間に限り、利用調整に優先して利用の決定を行うことができる。転出後に育児休業を取得した場合は、育児休業取得開始日の属する年度の末日までの期間に限り、利用調整に優先して利用の決定を行うことができる。

（優先利用）

第16条 区長は、品川区民である児童の保護者で、利用希望申請をした者が次の各号に掲げる対象である場合は、保育所等を優先的に利用（以下「優先利用」という。）させるものとする。

- (1) 特定地域型保育事業者を利用する児童が、卒園による利用の終了に際して、引き続き当該地域型保育事業者の連携施設を利用しようとするとき。
 - (2) 保育所等を利用する児童が、当該施設の閉園もしくは休園または利用定員の減少による利用の終了に際して、引き続き当該施設が指定する受け入れ先を利用しようとするとき。
 - (3) その他区長が必要と認めるとき。
- 2 前項各号において、利用を希望する保育所等に対する優先利用の希望者数が優先利用のために確保した受入人数を超えるときは、第4条2項および第3項の規定を準用し、利用調整を行う。
- 3 利用希望申請、利用調整の結果通知等、優先利用の実施に係る事項は、区長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 保育所等の利用に必要な手続は、この要綱の適用の日前においても行うことができる。

付 則（平成28年4月1日改正要綱第268号）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則（平成30年10月1日改正要綱第175号）
この要綱は、平成30年10月1日から適用する。

付 則（令和2年4月1日改正要綱第19号）
この要綱は、令和2年4月1日から適用する。